

事業主のみなさま

障がい者雇用のお悩み、ありませんか？

障がい者を雇用するには何から始めればいいのか？
障がい者雇用全般について知りたい。

雇用管理や職場定着の
ノウハウを学びたい。

障がい者の職域や職務を広げるため
にはどのような工夫をしたらよい？

障がい者雇用の先進事例や
好事例を学びたい。

障がい者への合理的配慮って
どのように取り組めばよい？



令和3年
3月から

障がい者の法定雇用率が引き上げられました。

事業主区分	令和3年3月1日から	令和3年2月28日まで
民間企業	2.3%	2.2%
特殊法人及び独立行政法人	2.6%	2.5%

対象となる事業主の範囲が広がりました。

- ・ 民間企業は常用労働者**43.5人**以上、
- ・ 特殊法人及び独立行政法人は常用労働者**38.5人**以上

平成28年
4月から

雇用の分野で障がい者に対する差別が禁止され、
合理的配慮の提供が義務化されています。

みなさまの障がい者雇用をサポートいたします。お気軽にお問い合わせください！

大阪府障がい者雇用促進センター

大阪府障がい者雇用促進センターの事業主支援

◆ 障がい者雇用に関するご相談

センターには、民間企業での障がい者雇用に関する経験豊富な人材が常駐していますので、いつでも気軽にご相談いただけます。

ご利用は
全て無料です

◆ 専門家派遣

障がい者雇用のための様々な社内環境整備をサポートするため、事業主様のもとへ民間企業経営経験者などの障がい者雇用に関する詳しい専門家を派遣します。

《サポート内容》

- ・社内研修会や学習会の講師派遣
- ・特例子会社設立のサポート
- ・特例子会社や支援学校・訓練機関見学のコーディネート
- ・雇用事例の紹介、障がい特性理解の促進
- ・職場環境の改善、人事・労務管理のアドバイス、職場定着のノウハウ提供 など

◆ 各種セミナー・職業訓練施設等見学会の開催

▽ 障がい者雇用の経験が少ない事業主様を対象に、様々なセミナーや見学会を開催します。

《セミナー開催例》※ 動画配信も行っています。

- ・はじめての障がい者雇用セミナー
- ・精神障がい者・発達障がい者等の定着支援セミナー
- ・雇用の分野での障がい者差別禁止・合理的配慮の提供義務についてのセミナー

▽ 支援学校・障がい者職業訓練施設・障がい者雇用先進事業所の見学会を開催します。

◆ 職場実習受入れのコーディネート

障がい者の職場実習を検討される事業主様と、実習希望者の橋渡しを行います。

◆ 職業紹介

事業主様と、求職中の障がい者の皆さん（職業訓練生や支援学校生徒、福祉施設利用者等）とのマッチングを行います。

<このチラシの内容についてのお問い合わせ先>

〒540-0031

大阪市中央区北浜東3-14

エル・おおさか（大阪府立労働センター）本館11階

大阪府商工労働部 雇用推進室
就業促進課 障がい者雇用促進グループ
（大阪府障がい者雇用促進センター）

Tel 06-6360-9077・9078

Fax 06-6360-9079

大阪府 障がい者雇用

検索



URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/sokushin-c/index.html>



～障がい者の「働きたい」を応援する～「大阪ハートフル基金」

障がい者の働きやすい職場環境づくりを支援する「大阪ハートフル基金」にご協力をお願いします！

寄附金を活用させていただき障がい者雇用をサポートする事業を行っています。

（例）障がい者サポートカンパニー制度、職場定着のためのハンドブックの作成 など

◆大阪ハートフル基金へのご寄附はこちらからお申込みください◆

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/kikin/>

